

名古屋市教育委員会告示第24号

名古屋市指定文化財の一部解除及び指定名称の変更について

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例（昭和47年名古屋市条例第4号）第10条第5項第1号の規定により、文化財保護法の規定による指定を受けた次の名古屋市指定有形文化財の一部を解除し、名称を変更する。

令和7年9月26日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

1 名古屋市指定有形文化財の名称等

種別	名称	員数	所在地	所有者	指定年月日
建造物	建中寺本堂及び経蔵 附 棟札	2 棟 附 1 枚	名古屋市東区筒井一丁目 703 番地 1	宗教法人 建中寺	平成11年 4 月 20 日

2 解除された名古屋市指定有形文化財

種別	名称	員数	所在地	所有者	解除年月日
建造物	建中寺本堂 附 棟札	1 棟 附 1 枚	名古屋市東区筒井一丁目 703 番地 1	宗教法人 建中寺	令和7年 8 月 27 日

3 一部解除後に名称変更した名古屋市指定有形文化財

種別	名称	員数	所在地	所有者
建造物	建中寺経蔵	1 棟	名古屋市東区筒井一丁目 703 番地 1	宗教法人 建中寺

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課